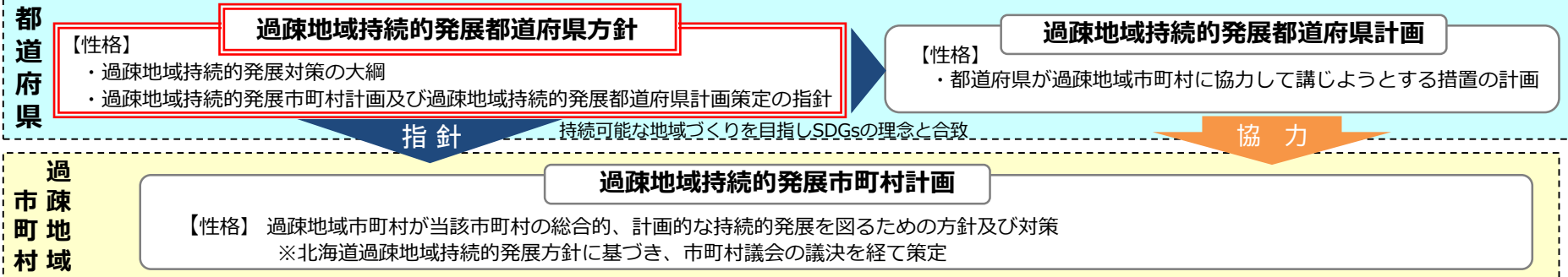


北海道過疎地域持続的発展方針【概要】

■ 過疎地域持続的発展方針と過疎地域持続的発展計画との関係



◇ 北海道における過疎地域の分布状況

過疎地域市町村 **152** 団体
 (22市、117町、13村)
 《全道の約84.9%》

※ 経過措置が適用される市町村等
1 団体、**1** 区域

◇ 北海道過疎地域持続的発展方針の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

◇ 北海道過疎地域持続的発展方針の構成

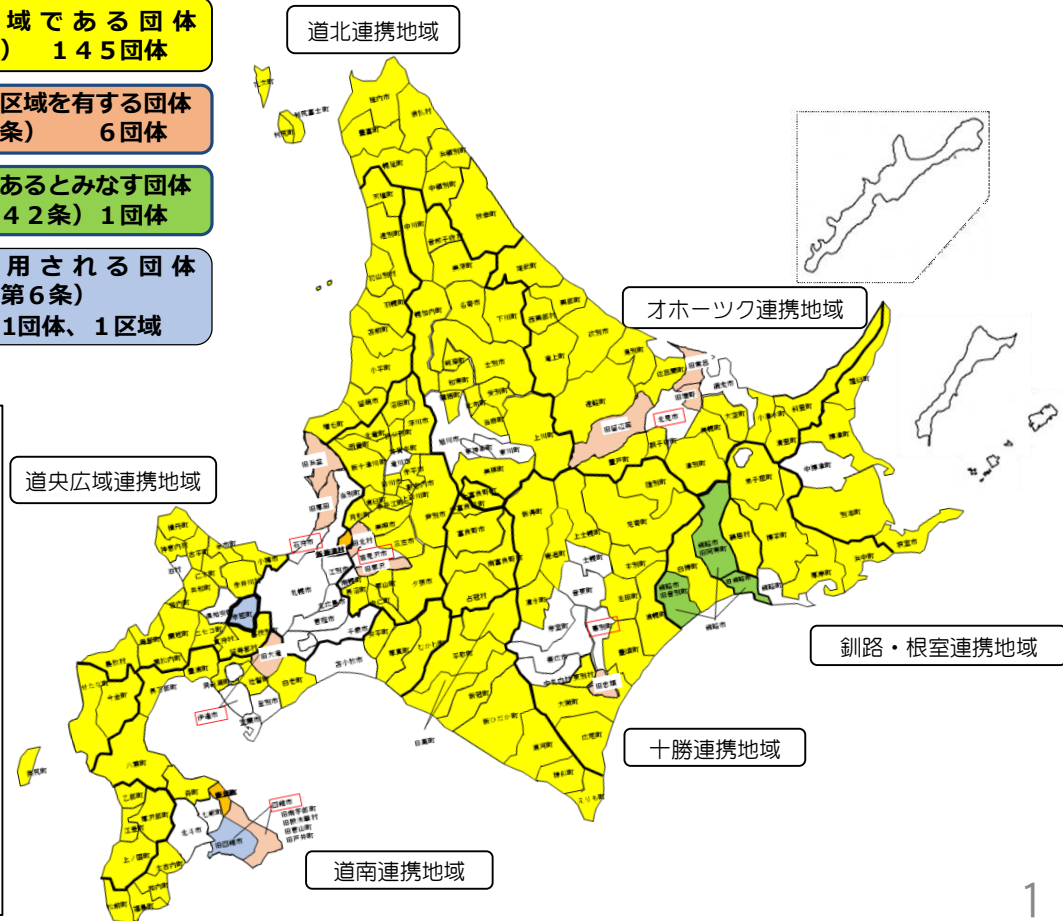
- 1 基本的な事項
- 2 施策に関する事項
 - (1) 移住・定住の促進、地域間交流の促進、人材の育成
 - (2) 産業の振興
 - (3) 地域における情報化
 - (4) 交通体系の整備、交通手段の確保
 - (5) 生活環境の整備
 - (6) 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上・増進
 - (7) 医療の確保
 - (8) 教育の振興
 - (9) 集落の整備
 - (10) 地域文化の振興等
 - (11) 再生可能エネルギーの利用の促進

全域が過疎地域である団体
 (法第2条第1項) **145** 団体

過疎地域とみなす区域を有する団体
 一部過疎 (法第3条) **6** 団体

全域が過疎地域であるとみなす団体
 みなし過疎 (法第42条) **1** 団体

経過措置が適用される団体
 (法附則第5条、第6条)
1 団体、**1** 区域



1 基本的な事項

【過疎地域の現状と課題】

- 若年者層を中心とする都市部への人口の流出と高齢化の急速な進行
- 基幹産業の低迷、地域社会や産業の担い手不足による経済活動の停滞
- 財政基盤が脆弱（財政力指数 過疎地域平均：0.23 全道平均：0.28）
- 社会基盤整備において全国の整備状況との格差がなお存在

【過疎地域持続的発展の基本的な方向】

本道の強みを生かし、安全・安心な暮らしの確保と多様な主体の参画による個性豊かで活力に満ちた、持続可能な地域社会の構築

- 新型コロナウイルス感染症対策の長期化と、それに伴う価値観などの変化に伴い、広域分散型の地域構造や「疎」「寒さ」といった特性を強みに転換するなど、関係人口の創出に向けた「北海道型ワーケーション」の推進をはじめ、「北海道Society5.0」の実現に向けた未来技術を活用した取組、SDGs達成に向けての取組など、新たな過疎対策の視点も加え、行政・地域コミュニティ・NPO・企業といった多様な主体の協働・連携により、道内過疎地域が持つ価値や役割を生かして持続的に発展していけるよう展開し、様々な施策を総合的に進めます。

2 施策に関する事項（1）移住・定住の促進、地域間交流の促進、人材の育成

【現状と課題】

- 人口減少と高齢化の急速な進行
- 北海道との継続的な関わり・つながりの構築
- 価値観の変化やライフスタイルの多様化への対応
- 地域の産業を支える担い手の不足

【移住・定住の促進、地域間交流の促進、人材の育成の方針】

- U・Iターンなどの移住・定住促進を図るとともに、新たに関係人口の創出・拡大を図り、首都圏等と地域との継続的なつながりを持つ取組を進めるなど、道内への人の流れをつくります。
- 農林水産業、ものづくり産業、IT産業などを支える人材の育成・確保を図るため、各業種の役割や魅力の発信、研修の実施などを通じ、新規参入の促進や受け入れ環境の整備を図ります。

【主な施策】

- **移住・定住の促進**
 - ・ 対面やオンラインによる移住相談の実施
 - ・ 地域おこし協力隊に係る研修会の実施や市町村の取組支援 など
- **関係人口の創出**
 - ・ 道内各地域で活躍する人や移住者の北海道の暮らしや仕事等の情報を交流イベント等で発信
 - ・ 北海道の魅力を活かした特色ある北海道型ワーケーションの実施 など
- **地域間交流の促進**
 - ・ 都市と農山漁村との交流の促進、移住・交流に関する効果的な情報発信と受入体制の整備 など
- **人材の育成・確保**
 - ・ 就労環境の整備、地域への定着促進、研修・職業訓練の充実・推進 など

(2) 産業の振興

【現状と課題】

(農林水産業)

- 人口減少や高齢化の進行による生産基盤の脆弱化への懸念
- 担い手の高齢化、将来の不透明感や不安感による次世代の担い手不足
- 経営の体質強化と安定・発展
- 農林水産業や観光など地域産業の発展による所得と雇用の維持・拡大

(地場産業)

- 人口減少に伴う人手不足や企業の後継者難、消費減退
- 中小・小規模企業が多く経営基盤が脆弱

(観光業)

- 災害等や国際情勢による影響の縮小化
- モノ消費からコト消費の流れへの対応
- ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据えた新たな旅行スタイルの定着

【産業の振興の方針】

新型コロナウイルス感染症の長期化を踏まえ、金融支援や事業再生・事業承継への支援、さらには雇用維持・離職者対策など足下対策に取り組むとともに、本道の基幹産業である食や観光産業の新たな視点での活性化、急速に進展するデジタル化への対応、省エネ・新エネの促進による2050年ゼロカーボンへの貢献など、豊かな自然環境や食資源、豊富な新エネルギーのポテンシャルといった本道の優位性を活かし、感染症による社会経済の変化で生じる新たな需要を取り込み、本道経済の活性化を図ります。

【主な施策】

○ 農林水産業の振興

- ・生産基盤強化、安全・安心な農水産物の提供 など

○ 地場産業の振興

- ・ものづくり産業の振興、中小・小規模企業の育成・強化など

○ 企業誘致対策

- ・北海道産業振興条例に基づく支援 など

○ 起業の促進

- ・創業の各段階に応じた総合的な支援 など

○ 商業の振興

- ・地域商業の実態に応じた自主的な取組の促進 など

○ 観光の振興

- ・新たな旅行スタイルの推進、観光インフラの強靱化 など

○ 情報通信産業の振興

- ・Society5.0の実現に向けたスタートアップ企業の成長・育成支援 など

○ 港湾施設の充実

- ・海上輸送拠点の形成、災害に強い物流機能の確保、港湾整備の促進 など

(3) 地域における情報化

【現状と課題】

- 「北海道Society5.0」の実現に向けた研究開発の推進、情報通信基盤の整備、セキュリティ対策
- 官民連携による安全・安心なデータの利活用を通じた道民生活の向上

【地域における情報化の方針】

「北海道Society5.0推進計画」に掲げた『未来技術を活用した活力にあふれる北海道』の実現に向けて、暮らし・産業・行政の3つの分野に加え、横断的視点として「データの利活用」、それらを支える「基盤整備」を施策の柱として取組を推進します。

【主な施策】

- ITを利活用した地域づくり、産業の活性化、行政運営の高度化
- 情報化推進に向けた環境づくり

(4) 交通体系の整備、交通手段の確保

【現状と課題】

- (道路) ○ 地域における基幹的な社会資本としての役割 ○ 中長期的な視点による「選択と集中」の観点に立った効果的・効率的な施設整備
(交通) ○ 感染症拡大に伴う公共交通需要の減少 ○ 広域分散型地域構造に対応した交通ネットワークの形成、相互の連携強化 など

【交通体系の整備、交通手段の確保の方針】

環境との調和を基本に、力強い経済構造の実現と安全・安心で快適な暮らしを支え、海外や国内、道内各地域間の連携と交流を支える総合的な交通ネットワークの形成を図ります。また、交通事業者、観光・経済団体、行政機関、利用者などのあらゆる関係者が道内、国内、海外へと段階的に交通需要を回復させていく取組を展開しながら、経営体質の強化やサービスの向上を図るなど、効果的な施策推進を図ります。

【主な施策】

○ 道路の整備

- ・救急医療施設、観光施設等へのアクセス向上や防災機能の充実
- ・幹線道路の整備、道路の防災対策、橋梁・トンネル等の老朽化対策の推進
- ・農林道の効率的・効果的な整備の推進、漁港等へのアクセス道路の整備推進

○ 多様な交通確保対策

- ・陸上交通：コミュニティバス、デマンド交通の導入の促進、北海道幹線線の整備促進等
- ・海上交通：海上ネットワークや港湾機能の充実、離島航路の維持・確保
- ・航空交通：航空ネットワークの維持・確保や空港機能の充実、離島航空路線の維持・確保

(5) 生活環境の整備

【現状と課題】

(生活環境施設)

- 生活環境施設の整備水準における地域間格差の是正 ○ 生活環境に対する住民ニーズの多様化への対応
(水道・下水道処理施設等)
○ 大規模自然災害に備えた脆弱性の克服、被災リスクの最小化 ○ 施設の急速な老朽化に伴う計画的な補修・更新の推進
(消防・救急)
○ 地域の実情に応じた消防力の維持・確保 ○ 救急業務の搬送途上における救命効果の向上

【生活環境の整備の方針】

だれもが住みよい北国の生活環境の創出を図るため、下水道やごみ処理施設の計画的な整備・更新や安全で安心な水道水の供給、緑豊かな公園の整備など生活環境施設の整備を促進するとともに、消防・救急体制の充実強化に努めます。

【主な施策】

○ 水道、下水処理施設等の整備目標

- ・水道：水道未普及地域の解消、水道施設の計画的、効率的な更新の促進
- ・ごみ処理施設：廃棄物の減量化やリサイクル、適正処理の推進、循環型社会の形成に向けた必要な施設整備の促進
- ・都市公園等：「快適な都市の緑・環境づくり」の推進
- ・公営住宅等：すべての人が安全に安心して暮らせる住まい・環境づくり、誰もが良質な住宅を確保できる仕組みづくり 等

○ 消防施設及び救急業務の整備目標

- ・地域の実情に応じた消防力の整備促進
- ・医療コントロール体制の充実・強化
- ・消防団員の確保や装備の充実

(6) 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

【現状と課題】

(子育て環境の確保)

- 未婚化・晩婚化への対応
- 地域特性に応じた子育て支援の充実
- 子どもの安全・安心の確保

(高齢者の福祉)

- 医療や介護を必要とする高齢者、一人暮らし高齢者の増加
- 地域の実情に応じた高齢者を支える仕組みづくり

【子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進の方針】

次世代を担う子どもが健やかに育ち、だれもが安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めるとともに、高齢者や障がいのある方が地域で自立した生活ができるよう、きめ細かなサービスが総合的・広域的に提供される体制づくりを図ります。

【主な施策】

- **子育て環境の確保を図るための対策**
 - ・ 保育所、放課後児童クラブ等の整備促進、次代の親づくりのための教育の実施及び子育て支援のための教育や意識啓発等の促進
- **高齢者の保健・福祉の向上及び増進を図るための対策**
 - ・ 地域特性に応じた地域包括ケアシステムの推進、高齢者の生活基盤の充実と活躍支援、介護保険制度の安定的な運営 など
- **その他の保健・福祉の向上及び増進を図るための対策**
 - ・ 北海道障がい者条例・北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進、地域生活支援体制・障がい児支援の充実 など

(7) 医療の確保

【現状と課題】

(医療提供体制の整備) ○ 医療ニーズに応じた、地域で不足する病床機能の確保や医療機関相互の機能分化連携、在宅医療の推進

(医師の地域偏在) ○ 医師の地域偏在や、産婦人科や小児科などの特定の診療科の医師不足

(へき地医療対策) ○ 無医地区等における医療の確保

【医療の確保の方針】

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域で不足する病床機能や医療機関相互の機能分化・連携を進めていくとともに、地域における医師等の偏在是正やへき地医療対策などに取り組み、良質かつ適切な医療を効率的・継続的に提供する体制を確立します。

【主な施策】

- **医療提供体制の整備**
 - ・ 病床機能の分化・連携の促進 ・ 医療と介護が連携した在宅医療の推進 ・ 遠隔医療や情報連携などICTの活用促進 など
- **医師の地域偏在対策**
 - ・ 医学大学の地域医療支援センターからの医師派遣の促進 ・ 医師不足地域に対する緊急臨時的な医師派遣の促進 など
- **へき地医療対策**
 - ・ へき地医療拠点病院による巡回診療等の促進 ・ 患者輸送車・巡回診療車等の整備促進

(8) 教育の振興

【現状と課題】

- (学校教育・学校施設) ○ 基礎的な学力や健全な心身、望ましい生活習慣を身につけることができる環境づくり ○ 学校統合に伴う廃校施設の有効活用
(集会・体育・社会教育施設) ○ 学習意欲やスポーツ志向の高まり、ニーズの高度化・多様化 ○ 既存施設の有効活用

【教育の振興の方針】

本道の将来を担う子どもたちが夢と希望にあふれ健やかに成長し、すべての道民が充実した生活を送ることができるよう、生涯学習活動や文化・スポーツ活動に取り組み、学習や活動の成果を社会の中で生かしていくことができる学習環境づくりを進めます。

【主な施策】

- 小・中学校の教育施設等の整備 ○ 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備

(9) 集落の整備

【現状と課題】

- 集落の小規模化と高齢化 ○ 日常生活に必要な施設の利用環境の悪化、交通手段の不足、空家の増加

【集落の整備の方針】

「北海道における集落対策の方向性」に基づき、集落住民の生活向上を図るための生活環境施設等の整備とともに、住民と市町村が連携した、集落の状況把握や課題解決に向けた主体的な取組を促進します。また、取組の加速に向けて、関係者のネットワークづくりや相談体制の強化などサポート体制を充実し取り組みます。

【主な施策】

- 集落整備の対策
・ 相談体制の強化やネットワークづくりなどのサポート体制の充実をはじめとした、地域の主体的な集落対策への支援 など

(10) 地域文化の振興等

【現状と課題】

- 開放的で多様性のある文化の継承
- 文化に対する関心や期待の高まり
- 個性的な地域文化の創造

【地域文化の振興等の方針】

文化の担い手は、一人ひとりの道民であり、道民が自主的に文化活動にかかわることができる環境をつくっていくことを基本に、芸術文化、文化財、生活文化、まちづくり、景観、生活環境、自然環境、産業など広範な分野において、総合的・効果的に文化振興施策を推進します。

【主な施策】

- 地域文化の振興等に係る施設の整備等
 - ・ 道民の文化活動の促進、広く文化に接する機会の拡充、歴史的文化遺産の保存及び活用、文化性に配慮したまちづくりの推進 など

(11) 再生可能エネルギーの利用の促進

【現状と課題】

- 多様な地産地消の展開
- 「エネルギー基地北海道」の確立に向けた事業環境整備
- 省エネ促進や新エネの開発・導入と一体となった環境関連産業の振興

【再生可能エネルギーの利用促進の方針】

地球温暖化防止に向け、2050年「ゼロカーボン北海道」の実現を目指した温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため策定している「北海道地球温暖化対策推進計画」をはじめ、本計画に関連する住宅、運輸、水素などの他の施策とも連携し推進します。

【主な施策】

- **再生可能エネルギーの利用の促進**
 - ・ 道民や事業者の省エネ意識の定着、省エネ設備の導入とエネルギー利用の効率化促進
 - ・ 産業界や研究機関等と連携した省エネ・新エネ関連市場の拡大や道内企業の参入、事業化の促進 など